

**2013年度活動報告(案)**

期間 2013年5月～2014年4月

2014年度の組合定期大会は、7月26日(土)午後開催されます。現在、執行委員会ではその議案を審議中ですが、その中の「2013年度活動報告(案)」及び「2013年度決算報告(案)」から抜粋して、その一部をご紹介します。なお、未だ検討中のものですから、変更が有りえますことをご了承下さい。(小藪)

**2. 重点項目における具体的課題への取り組み**

**(1) 給与・手当問題(賃金の適正化)の課題について**

**① 「臨時特例に関する法律」に連動する給与大幅**

**削減問題への対応について**

広島大学教職員の給与等の処遇は、広島大学労使の主體的・自律的交渉により決定されるべきものであることを主張し、組合員の不利益を可能な限り減少させることを追求しました。

政府の実質的強制の下で広島県が7月～3月の9カ月間、職員給与を大幅に削減しました。それを受け大学は、県との交流人事で多くの者が在籍する附属学校園教員について、当該9カ月間だけの比較を行なって「広島県の方が削減幅が大きく、地域手当特別調整分はそのままとする」と提案して来ましたが、組合は比較する期間(広島大学教職員の削減期間は21カ月)が間違っていると主張して交渉を続けました。団体交渉の状況を附属支部へも報告し、その意見等を踏まえて交渉した結果、8月～3月の8カ月間、地域手当特別調整分を更に0.6%上積みして妥結しました。

**② 55歳を超える常勤教職員の昇給停止・抑制問**

**題への対応について**

2012年度人事院勧告に基づく国家公務員の対応に連動し、55歳を超える常勤教職員の定期昇給を1月より以下のように停止・抑制する提案を8月27日団体交渉で受けました。

	現 行	→	改定後
極めて良好	4号俸		2号俸
特に良好	3号俸		1号俸
標準(良好)	2号俸		0号俸
やや良好でない	1号俸		0号俸
良好でない	0号俸		0号俸

「退職手当へも跳ね返る非常に大きな不利益変更であり、反対だ。国家公務員に合わす必要はない」と主張し、また、退職手当の減額については「社会との均衡を述べた人事院勧告に連動して2013年1月1日から1年半かけておおよそ400万円、17%の削減を行なうとしたばかりであり、それに加えて更に削減を実施することは整合性が

取れない」と指摘しました。しかし、大学は「国家公務員と同じようにしておかなければ退職手当計算において文科省と差が生じ、55歳を超える一人一人について文科省へ異なる理由を毎年説明しなければならない。また、文科省からの退職手当は一人一人について昇給停止・抑制後の金額しか交付されず、差額は大学の独自負担になる」との主張でした。本給の変動は運営費交付金には影響しませんが、他の人事院勧告への連動と同様、常に退職手当との関係が問題とされます。

11月執行委員会で、給与部分については、大学が述べる事務管理問題を考慮し、「定年までに生じる不利益をカバーする代償措置」の要求へ転換することとし、一方、退職手当に生じる不利益については、何らかの措置によるその回復を要求することとしました。

その後、1月9日の団体交渉において、本給部分は以下の「代償措置の概略」で合意し、退職手当減額分の回復措置については継続して交渉することとしました。(ページの団体交渉確認書を参照)

●代償措置の概略(1月から適用)

対象となる個々人に於ける55歳超からの定期昇給額と同額を「特別調整手当の加算額」として月次給与に加算し、かつ、当該「特別調整手当の加算額」はボーナス対象にも含める。「特別調整手当の加算額」については、「①地域手当の引き上げについて」の(注)を参照下さい。

これにより、「特別調整手当の加算額」は本給自体ではなく手当となることから、地域手当(この4月より「特別調整手当」)等への反映が為されないことにより本給自体の場合と比べて若干の給与減額になりますが、モデル計算によれば昇給停止による給与減額累計の90～94%強をカバーできます。

**③ 契約職員の賃金等の改善について**

統一要求で、契約職員について、同一労働・同一賃金の原則に基づき、常勤職員と同等の本給体系の構築及び給与上の処遇を求め、また、永年勤続表彰の対象に、教員及び「週5日未満の勤務で勤務期間が20年以上」の契約職員も含めることを要求しました。

また、前回の大学回答「常勤職員と契約職員の給与額(事務系職員)」に関して、更に具体的な説明を求めました。この要求への大学回答は未だで、継続して交渉します。

## (2) 雇用問題 (雇用の安定・安心化) の課題について

### ① 契約職員等の雇用の継続と安定化について

統一要求において、労働契約期間の定めがある教職員について不当な雇止めをしないことを要求するとともに、以下の各点を要求しました。

- (ア) 契約の実質的終了時期が明示されておらず、これまで契約を更新して来た教職員に対して、更新契約書に「通算5年以内」条項または不更新条項を新たに入れることのないように要求。
- (イ) 2013年3月末日在籍者で、契約の実質的終了時期が明示されていない教職員で以下に該当する場合は、期間の定めのない契約(無期契約)への転換を要求。
  - 既に5年を超えて契約が反復更新されている場合
  - 通算5年以内でも契約が複数回更新されている場合
- (ウ) 2013年4月1日以後の新規採用者で継続的職務に就いている教職員について、期間の定めのない契約(無期契約)への転換を要求。
- (エ) 2011年4月より採用された外国語教育研究センター所属の英語特任教員について、本人が望む場合、2014年4月以後は期間の定めのない契約(無期契約)とすることを要求。
- (オ) 非常勤職員の雇用契約について、業務遂行及び制度設計趣旨の阻害とならないよう、全学への適切な指導を要求。
- (カ) 期間の定めのない契約(無期契約)への転換ルールを確立することを要求。

これらの要求事項への回答は優先して行なうことを指定しましたが、未だ受けておらず、これからになります。

## (3) 労働時間・休暇問題 (一人当たり業務量の削減等) の課題について

### ① 附属学校園教員の労働時間と過重労働の軽減について

…… 前略 …… 広島大学の教職員は労働基準法の適用下にありますから、当該法令の遵守は大前提と言うべきものです。しかしながら、全附属支部・組合員との間での何度にもわたる提案・意見交換、質問・要望等の集約、情報交換等を通し、この問題への対処の基本的立場として以下を整理しました。

- 附属学校園教員の職務は、その中心対象が児童・生徒等の「人」であり、社会一般的な効率性や生産性のアップは通用せず、したがってまた、一般的な時間外労働管理方法は馴染まない。
- 業務内容及びそれに要する時間等について附属学校園教員の主体性・裁量性が中心となる(あるいは本質となる)業務については、これまで通りの附属学校園教員個人個人の主体性・裁量性確保を最優先する。

…… 中略 …… 大学が主催して11月に5キャンパスで実施した「附属学校教員との労働実態に関する意見交換」会へはそのすべてに参加し、その場で出された各附属学校園教員の意見等も踏まえて課題をまとめ、附属支部への提案を通して、12月執行委員会では「過重労働軽減の課題に関する団体交渉基本方針」として以下を整理しました。

- (ア) 非常勤講師と常勤教員の業務内容・業務範囲の違い、したがって、非常勤講師の増加は常勤教員の負担増となること、及び、公立学校と比較して研究業務・教育実習指導業務等の附属学校独自業務が負荷されてお

り、公立学校教員体制に関するいわゆる「標準法」の体制基準を超える教員体制が必要であることを主張して、常勤教員体制の拡充(増員)を要求する。

- (イ) 常勤教員の配置について、「再編統合準備業務(附属学校再編統合準備室)」に充てられている教員を附属学校園の現場へ配置し、「再編統合準備業務」に係る人員が必要な場合は臨時に措置することを要求する。
- (ウ) 附属学校園教員の事務的・雑務的等の業務を軽減するため、契約事務職員を全附属学校園で増員することを要求する。
- (エ) 短期間での頻繁な人事交流を見直し、修正することを要求する。

…… 中略 …… 2月～3月にかけて改めて附属支部から意見を求め、4月執行委員会で上記基本方針の再整理を行なった結果、上記(ウ)は個別課題へ転換、残り3項目は共通課題として継続し、(エ)に「学内異動」を加えることとしました。

### ② パートタイム契約職員の休暇制度改善について

統一要求において、(ア)パートタイム契約職員の病気休暇を常勤職員及びフルタイム契約職員と同じ内容で制度化すること、(イ)常勤職員及びフルタイム契約職員においては特別有給休暇とされていながらパートタイム契約職員においては休暇規定がなされていない社会貢献活動、結婚、親子配偶者の法事、災害休暇の4項目について、常勤・フルタイムと同様の休暇日数をパートタイム契約職員の特別休暇とすること、を要求しました。なお、これらの病気休暇や結婚休暇等については、まずは出来るだけ早く休暇制度として整備されることを優先するため、特別有給休暇が困難な場合は特別無給休暇でも構わないとしました。

この要求への大学回答はこれからになり、継続して取り組みます。

## (4) 研究費・資金配分問題 (研究費確保等) の課題について

### ① 外部資金に関する要求について

統一要求において、外部資金の獲得に関連する以下の要求を行ないました。

- (ア) 間接経費の用途についての説明。
- (イ) 法人本部に計上される間接経費の一部を、当該外部資金を獲得した研究者・研究グループへ戻すこと。
- (ウ) 外部資金獲得に関する事務支援の強化を早急に行なうこと。

これらの要求に対する大学回答はこれからになり、継続して交渉します。

## (5) 労働・職場環境問題 (環境の安心化) の課題について

### ① 東広島駐車場利用者負担金の減額交渉と霞・東千田地区への連動について

東広島地区駐車場及び霞・東千田地区駐車場の利用者負担金問題については、これまで何年間かにわたって負担金廃止を要求し、大学の拒否回答が続いて来ましたが、そうした中で、東広島地区駐車場の利用者負担金については、その決算状況と執行委員会での論議状況を広報し、また、支部総会等でも説明して意見を求めました。そ

して、出された意見等を受け、大学へ「本来的には無償であるべきものとするが、当面の現実的方針として負担金の減額交渉を行なう」ことを通知するとともに、(ア)負担金年額 7000 円を 5000 円へ減額、(イ)異動・退職等で利用不可となった者への負担金の月割り返還、を要求し、(ア)についてはその財源捻出に関する方法も参考資料として提出しました。

その結果、「2014 年度については 500 円減額し、負担金の年額を 6500 円とする」、「月割り返還については、原則、利用者からの請求により対応する」との回答を引き出しました。

また、大学から要求されていた東広島地区利用者負担金の貸金控除（天引き）については、一定の改善が示されたことから、組合として受け入れました。

しかし、組合が参考資料を添えて要求した 5000 円とは未だ大きな差があり、今後も減額を追求して行きます。

## シダックス・カラオケ店との取引開始のご案内

以下の概要でシダックス・カラオケ店との取り引きを開始しました。ご家族の利用もできます。組合員等が利用する際のメリットのみでなく、広島大学教職員組合名の法人・団体カードによる利用高の 1%が組合へキャッシュバックされます。是非、ご利用下さい。（文責：小薮）

### 1. 新規取引先名

会社名 シダックス・コミュニティ株式会社  
住 所 本社：東京都渋谷区神南一丁目 12 番 13 号  
シダックス東広島西条クラブ：西条町御条町 1-21

### 2. 取引の目的

- (1)シダックス・カラオケ店舗利用時等の組合員へのサービス提供
- (2)組合財政への貢献（利用高によるキャッシュバックあり）



### 3. 取引の手続き

法人・団体会員としての組合登録

### 4. 利用時の組合員メリットと利用方法

- (1)組合員メリット（別紙チラシ参照）

シダックス・カラオケ店舗利用時に「ドリンク人数分サービスまたはルーム料金 30%割引」、  
「パーティコース・各種パック利用時の 5%割引」、「バースデーサービス」ほか

- (2)組合員等の利用方法

組合員家族を含めて各人へ配布される法人・団体カードを利用時に提示

(注) 組合から仮カード（希望数）を配布 → 店舗利用時に提示 → 本カードを受領

### 5. 広島県下のシダックス・カラオケ店舗

全国のシダックス・カラオケ店舗で利用できます。

広島県下のシダックス・カラオケ店舗は以下のようになっています。

- 福山市 2 店舗：シダックス福山駅家クラブ、同 多治米クラブ
- 東広島市 1 店舗：シダックス東広島西条クラブ（51 室）
- 広島市 5 店舗：シダックス広島大洲クラブ、同 流川クラブ、同 本通クラブ、  
同 安古市クラブ、同 五日市クラブ

## 仮カードの配布

仮カードは、組合員 1 人に 2 枚を 7 月 11 日発送の大会議案書に同封しますので、ご利用ください。なお、2 枚で足りない方やお急ぎの場合は、既に仮カードは在庫しており（6/16 現在）ますので、書記局までご連絡下さい。

## シダックス 法人・団体会員のご案内

いつも、シダックスをご利用いただきありがとうございます。  
 レストランカラオケ・シダックスでは、企業様・団体様へ通常の会員様よりもお得なサービスを提供しております。  
 パースデープレゼント、ドリンクサービス、各種バック料金割引など、多彩な内容となっておりますので、ぜひ、ご入会のうえ、ご利用ください  
 ますようお願いいたします。ご不明点がございましたら、お近くの店舗または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。  
 これからも、レストランカラオケ・シダックスをご愛顧いただけますよう、お願い申し上げます。

※写真はイメージです。

### 法人・団体会員の特典

手続きはカンタン!  
**1 入会金、年会費が、無料**

Aコースまたは、Bコースを選べます  
**2 お得なサービス**

**Aコース ドリンク人数分サービス**

- ・サービスドリンクはパーティーコース専用フリードリンクメニューよりお選びください。
- ・ドリンクバー付料金店舗に関しても、サービスドリンクはパーティーコース専用フリードリンクメニューからの選択とさせていただきます。
- ・フリードリンクコース選択時は、コース料金から**5%OFF**。(ドリンクバー付料金店舗のドリンクバーは割引対象外)

**Bコース ルーム料金30%OFF**

フリータイム、フリータイム&フリードリンクプラン(フリフリプラン)は各種バック料金から**5%OFF**。

グループでのご利用に最適!  
**3 パーティーコース割引**

パーティーコース・各種パックご選択の場合、コース・各種バック料金から**5%OFF**。

お誕生日の記念にプレゼント!  
**4 バースデーサービス**

お誕生日にご来店されたお客様にはバースデーケーキ(1ホール)とシャンメリーまたはオリジナルワインを1本プレゼント。  
 ※3日前までにご予約ください。

法人・団体カードご提示の場合は、他サービス及びサービス券との併用はできません。(法人・団体会員様専用クーポン・サービス券はご利用になれます。)

温泉もスポーツも楽しめます!  
**5 中伊豆ワイナリーヒルズでの特典**

- ①温泉入浴料**10%OFF**
- ②館内施設利用料**10%OFF**
- ③ボトルワインプレゼント

中伊豆ワイナリーヒルズ  
 お問い合わせ先  
 TEL.0558-83-2310

※誕生日の前後一週間に宿泊のお客様(要予約)  
 ④施設内でオリジナルワインをご購入の場合**10%OFF**

スクールの後のひと息も  
**6 シダックスカルチャークラブでの特典**

- ①入会金割引 法人・団体カードのご提示で割引特典をお受けになれます。  
 入会金5,250円▶**2,625円** ※小学生、60歳以上は無料
- ②オーダーメイド講座や出張講座の企画などのご提案をさせていただきます。  
 ※詳細に関しては、下記にお問い合わせください。  
 カルチャー課 TEL.03-5784-8814

ご利用いただくほどおトク!  
**7 年間ご利用金額の1%を  
 団体様へキャッシュバック**

- ・キャッシュバックを希望されない場合には弊社主催の社会貢献活動に活用させていただきます。
- ・法人・団体会員様の個人様宛にキャッシュバックはいたしておりませんので、ご了承ください。

■会員の特典に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル ☎ **0120-772010** (受付時間9:00~18:00)

■店舗に関するご案内

携帯 <http://sdx.co.jp>

PC <http://www.shidax.co.jp/sc/>

### 法人・団体会員のご利用方法

入会ご希望の方は店頭にて申込用紙をお受け取りになり、必要事項をご記入のうえ、弊社担当者へお渡しください。  
 ※ご入会は10名様以上の団体様からのご契約となります。  
 ご入会の手続き完了後、仮カードを、下記の法人・団体会員様専用ホームページより取得(携帯)または印刷(PC)してください。  
 初回ご来店の際に、仮カードを店頭にてご掲示いただくと本カードと交換いたしますので、当日より特典をご利用いただけます。

法人・団体  
 仮カードの取得先 携帯 <https://yoyaku.sdx.co.jp/cor/m/top/>  
 PC <https://yoyaku.sdx.co.jp/cor/pc/top/>

法人・団体仮カード



法人・団体本カード



法人・団体仮(本)カードは、お一人様1枚限りとさせていただきます。カードを重複してお持ちの場合、回収させていただきますので、ご注意ください。

はぐくむ、大切なことすべて

**SHIDAX**

挟み込みチラシ3種のご案内です。  
 組合員特価になっております。

「家庭用常備薬の斡旋について」  
 「2014年丸太の夏ギフト 特別販売のご案内」  
 「暮らしのアシスト〜一時金はくろうきん〜へ」

その他、伊藤ハムウエスト(株)の夏ギフトも取扱います。  
 ご希望の方には学内便でパンフレットをお送りしますので、お申し込みください。



発行 広島大学教職員組合 (東広島事務所 本部)  
 東広島市鏡山 1-7-2 (広大西口 西エネルギーセンター内)  
 内線 (東広島 84) 5390 …東広島以外からは 84 をつけて  
 おかけください。

TEL/FAX 082-422-7556

メール [union@hiroshima-u.ac.jp](mailto:union@hiroshima-u.ac.jp)

ホームページ <http://home.hiroshima-u.ac.jp/union/>